

吸収分割に係る事前開示書面

2023年5月26日

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
三菱瓦斯化学株式会社
代表取締役 藤井 政志

当社は、MGCウッドケム株式会社（以下「MGCウッドケム」といいます。）に対し、当社のホルマリン(MGCウッドケムの製造品以外の仕入品)、ホルマロール、ホルマリン安定剤の販売事業に関する権利義務を承継させることに致しました（以下「本吸収分割」といいます。）。

会社法第782条第1項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第183条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約書の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

MGCウッドケムは本吸収分割に際し、当社に対してMGCウッドケムの株式その他の対価を交付いたしません。当社が完全親会社として、MGCウッドケムの発行済株式の全部を保有していることを鑑み、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（MGCウッドケム）に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及びMGCウッドケムの資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及びMGCウッドケムの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

MGCウッドケム株式会社（以下「甲」という。）と、三菱瓦斯化学株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、乙のホルマリン（甲の製造品以外の仕入品）、ホルマロール、ホルマリン安定剤の販売事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、乙から甲に承継させるため、本契約に定めるところに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収分割承継会社）

商号：MGCウッドケム株式会社

住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1

（2）乙（吸収分割会社）

商号：三菱瓦斯化学株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、本吸収分割に際して、本書末尾「承継権利義務明細表」に記載の本事業に関する資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を乙から承継する。
2. 甲が乙から承継する債務については、重畳的債務引受の方法により行うものとし、本契約第4条に定める効力発生日後、甲が乙から承継した債務について、甲及び乙は連帯して責任を負うものとする。

第4条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（本吸収分割に際して交付する対価）

甲は本吸収分割に際し、乙に対して甲の株式その他の対価を交付しない。

第6条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条 (競業禁止義務)

第8条 (競業禁止義務)

乙は、効力発生日以後においても、本事業に関し、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第9条 (分割条件の変更等)

第9条 (分割条件の変更等)

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第10条 (本契約に定めのない事項)

第10条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年 5月 12日

甲 東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1

MGCウッドケム株式会社

代表取締役 田代 靖



乙 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

三菱瓦斯化学株式会社

代表取締役 藤井 政志



収入印紙
40,000円

「承継権利義務明細表」

甲は、本吸収分割により、効力発生日（本契約第4条に定める日）において本事業に関する以下の資産、負債及び契約上の地位その他これに付随する権利義務を乙から承継するものとする。

1. 資産

承継しない。

2. 債務

承継しない。

3. 契約（雇用契約を除く。）

乙が締結している本事業に係る取引基本契約その他の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した権利義務とする。但し、効力発生日の前日までに本事業に関して発生した、売買、業務委託その他の個別の取引に係る権利義務については、納入日、委託業務の実施日等が効力発生日以降であるものだけを甲への承継の対象とし、その他については引き続き乙が有するものとする。

4. 雇用契約

承継しない。

5. 許認可等

承継しない。

以上

押印欄
印 000,000

第 81 期

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1
MGCウッドケム株式会社

第 81 期 決 算 公 告

令和4年6月29日

東京都千代田区神田駿河台三丁目 6 番地 1

MG Cウッドケム株式会社

代表取締役社長 田代 靖

貸借対照表の要旨

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | | 金額 |
|---|-------------|-----------|
| 資 の 産 部 | 流 動 資 産 | 1,301,251 |
| | 固 定 資 産 | 935,720 |
| | 資 産 合 計 | 2,236,971 |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | 流 動 負 債 | 636,999 |
| | (うち賞与引当金) | (33,787) |
| | (うち役員賞与引当金) | (3,000) |
| | (うちその他) | (600,212) |
| | 固 定 負 債 | 219,601 |
| | (うち退職給付引当金) | (187,069) |
| | (うち役員退職引当金) | (9,049) |
| | 負 債 合 計 | 856,600 |
| | 株 主 資 本 | 1,380,227 |
| | 資 本 金 | 80,000 |
| | 利 益 剰 余 金 | 1,300,227 |
| | 利 益 準 備 金 | 20,000 |
| | 別 途 積 立 金 | 800,000 |
| | その他利益剰余金 | 480,227 |
| | (うち当期純利益) | (51,968) |
| 評価・換算差額等 | 143 | |
| その他有価証券評価差額金 | 143 | |
| 純資産合計 | 1,380,371 | |
| 負債・純資産合計 | 2,236,971 | |

吸収分割に係る事前開示書面

2023年5月26日

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
三菱瓦斯化学株式会社
代表取締役 藤井 政志

当社は、MGCウッドケム株式会社（以下「MGCウッドケム」といいます。）に対し、当社のホルマリン(MGCウッドケムの製造物)の販売事業に関する権利義務を承継させることに致しました（以下「本吸収分割」といいます。）。

会社法第782条第1項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第183条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約書の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

MGCウッドケムは本吸収分割に際し、当社に対してMGCウッドケムの株式その他の対価を交付いたしません。当社が完全親会社として、MGCウッドケムの発行済株式の全部を保有していることを鑑み、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（MGCウッドケム）に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及びMGCウッドケムの資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及びMGCウッドケムの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

MG Cウッドケム株式会社（以下「甲」という。）と、三菱瓦斯化学株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、乙のホルマリン（甲の製造物）の販売事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を、乙から甲に承継させるため、本契約に定めるところに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行う。

第2条（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収分割承継会社）

商号：MG Cウッドケム株式会社

住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1

（2）乙（吸収分割会社）

商号：三菱瓦斯化学株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、本吸収分割に際して、本書末尾「承継権利義務明細表」に記載の本事業に関する資産、負債、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務を乙から承継する。
2. 甲が乙から承継する債務については、重疊的債務引受の方法により行うものとし、本契約第4条に定める効力発生日後、甲が乙から承継した債務について、甲及び乙は連帯して責任を負うものとする。

第4条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（本吸収分割に際して交付する対価）

甲は本吸収分割に際し、乙に対して甲の株式その他の対価を交付しない。

第6条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

1000-01
1000-01

香川県香川郡

（以下略）

第8条（競業禁止義務）

乙は、効力発生日以後においても、本事業に関し、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年 5月 12日

甲 東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1

MGCウッドケム株式会社

代表取締役 田代 靖



乙 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

三菱瓦斯化学株式会社

代表取締役 藤井 政志



収入印紙
40,000円

（査察申請書）

査察の目的は、本邦の法律に違反する行為の有無を調査し、その結果に基づき、必要に応じて、本邦の法律を遵守するよう指導することにある。

査察員 1

〆〆〆〆〆

査察員 2

〆〆〆〆〆



（申請書の提出先）

本邦の法律に違反する行為の有無を調査し、その結果に基づき、必要に応じて、本邦の法律を遵守するよう指導することにある。本邦の法律に違反する行為の有無を調査し、その結果に基づき、必要に応じて、本邦の法律を遵守するよう指導することにある。



申請書 4

〆〆〆〆〆

申請書 5

〆〆〆〆〆

第 81 期

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地1
MGCウッドケム株式会社

第 81 期 決 算 公 告

令和4年6月29日

東京都千代田区神田駿河台三丁目 6 番地 1

MG Cウッドケム株式会社

代表取締役社長 田代 靖

貸借対照表の要旨

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | | 金額 |
|---|-------------|-----------|
| 資 の 産 部 | 流 動 資 産 | 1,301,251 |
| | 固 定 資 産 | 935,720 |
| | 資 産 合 計 | 2,236,971 |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | 流 動 負 債 | 636,999 |
| | (うち賞与引当金) | (33,787) |
| | (うち役員賞与引当金) | (3,000) |
| | (うちその他) | (600,212) |
| | 固 定 負 債 | 219,601 |
| | (うち退職給付引当金) | (187,069) |
| | (うち役員退職引当金) | (9,049) |
| | 負 債 合 計 | 856,600 |
| | 株 主 資 本 | 1,380,227 |
| | 資 本 金 | 80,000 |
| | 利 益 剰 余 金 | 1,300,227 |
| | 利 益 準 備 金 | 20,000 |
| | 別 途 積 立 金 | 800,000 |
| | その他利益剰余金 | 480,227 |
| | (うち当期純利益) | (51,968) |
| 評価・換算差額等 | 143 | |
| その他有価証券評価差額金 | 143 | |
| 純資産合計 | 1,380,371 | |
| 負債・純資産合計 | 2,236,971 | |